

名家連ニュース

平成 27 年 10 月 3 日 (土)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀場 洋二
TEL/FAX(052)411-2890 NO.378号

9月28日名古屋市障害者施策推進協議会開催

部会報告を受けた素案策定と条例制定に関する活発な意見

◆来年4月の法律施行（職員対応要領など）までのスケジュール

4回開催された部会は、来年4月施行に必要な国の基本方針と概要の具体化を優先して議論してきた。

協議会における障害者団体委員の共通した意見は「事業者にアプローチする際の権限のあり方や解決の仕組みづくりなど、実効性のある条例制定を求める意見」「専門部会を設置し、幅広い関係者の意見聴取や14地方自治体の条例づくりのプロセス・条例内容等を参考にすべきという意見」でした。

参考★14道府県の条例制定のプロセス事例

【さいたま市】市民が話し合う「100人委員会」を10カ月で11回開き、727人が参加した。そこでの意見を生かし、専門委員会が条例案を練った。



【別府市】市民対象の7回に加え、7中学で勉強会を開き、若い世代と障害者問題を考えた。

【千葉県】公募委員でつくる研究会を年20回開き、条例案を検討。勉強会は32カ所で開催、約3,000人が出席した。

参考★検討中の地方自治体のプロセス事例

【仙台市】障害者差別解消に対する関心と理解を深めるために「こころんかE」という広く市民が参加できる検討の場を設定しています。

愛家連一名鉄バス、名古屋市の地下鉄・市バス運賃半額割引（全国共通）に続き

「あおなみ鉄道」「ガイドウェイバス」への割引導入も要請

愛家連は、地下鉄・市バスに続き「あおなみ線」「ガイドウェイバス（ゆとりーとライン）」及び豊橋鉄道や知多乗合バスなど県内の全バス事業者に運賃割引の適用を働きかけていきます。

特に、名古屋市地下鉄運賃割引は、市外はもとより県外も含めた「全国共通制度」であり、他都市の地下鉄行政や家族会の運動にも大きな影響を与えることになります。

これまで、名古屋市では、市内在住の手帳所持者を対象に障害程度中度（精神は1・2級）は「本人」と「介護者」、軽度（精神は3級）は「本人」に福祉特別乗車券（無料パス）が支給されてきました。

名家連では、地下鉄や市バス・あおなみ線・ガイドウェイバス利用が困難な方には、他障害同様にタクシー利用券（1乗車上限740円、月8枚、年間96枚）の適用を求め、平成22年に予算化されました。しかし、福祉特別乗車券（無料パス）との選択性であり、前記の交通機関を利用する場合は全額負担となり、障害者施策推進協議会や福祉のまちづくり推進会議等で、他障害同等の運賃半額割引を求めてきました。



今回、愛家連（市外の家族会）の行動によってで膠着気味であったが事態が大きく動いていきました。